

## 技術者等の取扱いの一部改正について

建設業法施行令及び監理技術者制度運用マニュアルの一部改正により、主任（監理）技術者の専任要件が緩和されたことを踏まえ、当市で定める「八戸市発注工事における技術者等の取扱いについて」を一部改正したのでお知らせします。

## 1 改正概要

## ①監理技術者の兼務要件の明文化

現行の運用	新たな運用
監理技術者は他工事との兼務を原則禁止する。 (同一工事現場内の付帯工事（随意契約案件）のみ兼務を認めている。)	・監理技術者とは別に監理技術者補佐を専任で配置した場合は、追加で1件の工事を兼務可能。 ・兼務可能となった監理技術者を特例監理技術者と呼ぶ。

※特例監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いの詳細は、「八戸市発注工事における技術者等の取扱いについて」に記載しています。

※「八戸市発注工事における技術者等の取扱いについて」は下記リンクからご確認ください。

トップページ→事業者向け→入札・契約→要綱・要領等(入札・契約)

[https://www.citv.hachinohe.aomori.jp/jigvoshamuke/nyusatsu\\_keivaku/7853.html](https://www.citv.hachinohe.aomori.jp/jigvoshamuke/nyusatsu_keivaku/7853.html)

## ②監理技術者の配置が必要となる下請代金額の引上げ

現行の運用	新たな運用
下請契約の請負代金の合計が4,000万円 (建築一式工事の場合は、6,000万円)以上の建設工事は、監理技術者の配置が必要。	下請契約の請負代金の合計が4,500万円 (建築一式工事の場合は、7,000万円)以上の建設工事は、監理技術者の配置が必要。

## ③主任（監理）技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金額の引上げ

現行の運用	新たな運用
請負代金額が3,500万円（建築一式工事の場合は、7,000万円）以上の建設工事は、主任（監理）技術者を専任で配置しなければならない。	請負代金額が4,000万円（建築一式工事の場合は、8,000万円）以上の建設工事は、主任（監理）技術者を専任で配置しなければならない。

## ④同一工事と見なせる工事の合理化

現行の運用	新たな運用
同一現場内の付帯工事（随意契約案件のみ）は、本体工事と同一工事と見なして、監理技術者の兼務を認める。	工期が重複する複数の工事で、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、同一工事と見なして監理技術者の兼務を認める。 (随意契約案件に限らず競争入札の場合も兼務を認める。)

### ⑤契約書関係様式の改正

対象様式	改正内容
現場代理人等通知書	監理技術者補佐に対応
経歴書	監理技術者補佐に対応
主任技術者兼務届	様式名を「主任（監理）技術者兼務届」に変更
現場代理人 主任（監理）技術者等変更届	様式名を「現場代理人等変更届」に変更 監理技術者補佐に対応

### 3 施行期日

令和5年1月31日から実施する。

問合せ先

八戸市 財政部 契約検査課

0178-43-2111

内線 3455、3456